

(公印省略)  
(住)  
令和3年11月24日

(公社) 全日本不動産協会群馬県本部 本部長 様  
(一社) 群馬県住宅協会 会長 様  
(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様  
(一社) 群馬県木造住宅産業協会 会長 様  
群馬県住宅供給公社 理事長 様

群馬県知事 山本 一太  
(県土整備部住宅政策課)

催物の開催に係る事前相談方法の変更について(依頼)  
平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。  
標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から事務連絡がありましたのでお知らせします。  
つきましては、当該事務連絡を踏まえ、催物の開催に係る事前相談方法が下記のとおり変更となりますので、御確認の上事務連絡の内容と併せて、貴下会員や関係者等に対し各種広報、連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 相談方法の変更内容 (変更前)

- ・「全国的な人の移動を伴うイベント」又は「参加者が1,000人を超えるようなイベント」のいずれかに該当する催物は、主催者又は施設管理者が「感染防止策チェックリスト」を作成し、開催日の3週間前までに県(イベント関連課等)へ提出する。

### (変更後)

- ・「参加者が**5,000人超かつ収容率50%超**のイベント」に該当する催物は、**主催者が「感染防止安全計画」**を策定し、開催日の3週間前までに県(イベント関連課等)へ提出する。
- ※緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の適用期間中は「参加者5,000人超」のみ
- ※「全国的な人の移動を伴うイベント」は安全計画の提出対象外
- ・「参加者が5,000人以下のイベント」や「参加者が5,000人超であっても収容率が50%以下のイベント」に該当する催物を開催する場合は、「感染防止安全計画」の提出は不要だが、「感染防止策チェックリスト」を作成して感染防止策を自己点検し、チェックリストを当該催物のホームページ等で公表する。

### 2 変更反映日

令和3年11月25日

### 3 その他留意事項

- (1) 変更後の相談制度概要及び様式は、11月24日までに県ウェブページ(URL: [https://www.pref.gunma.jp/05/am49\\_00071.html](https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00071.html))に掲載します。
- (2) 従前の「感染防止策チェックリスト」による事前相談受付は、11月24日をもって終了します。

担 当：住宅政策課 岡田  
T E L：027-226-3717  
F A X：027-221-4171  
e-Mail：o-k@pref.gunma.lg.jp